

喀痰吸引等第3号研修受講推進事業のご案内

富山県では、喀痰吸引等第3号研修の登録研修機関を対象に、医療的ケアが必要な方を対象とした喀痰吸引等第3号研修の受講費用を補助しています。

対象事業所

富山県内に事業所を有する社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第2項に規定する登録研修機関

補助する経費

喀痰吸引等第3号研修（基礎研修及び実地研修）の受講費用

補助額

- ・ 基礎研修：1人当たり15,000円以内、受講料の3/4以内
- ・ 実地研修：1人1行為当たり2,250円以内、受講料の3/4以内

実地研修を5行為実施した場合、受講生の負担が最大26,250円減額

例：基礎研修の受講料が30,000円、実地研修の受講料が1行為5,000円で5行為受講の場合

⇒受講料(補助前)：30,000円+5,000円×5行為=55,000円+保険料等
うち補助額：15,000円+2,250円×5行為=26,250円+保険料等

申請に必要な書類

- ・ 申請書・事業計画書・収支予算書 … 以上、指定の様式あり
- ※申請される場合、登録研修機関は開講前に問い合わせ先までご連絡ください。

*** 補助金交付要綱や申請書等は、県障害福祉課のホームページをご覧ください。**

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1209/kj00011553-005-01.html

問い合わせ先及び申請書類提出先

富山県厚生部障害福祉課 地域生活支援係
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
電話 076-444-3213 FAX 076-444-3494
電子メールアドレス：ashogaifukushi@pref.toyama.lg.jp

